



## 原体験を大切にしたい英語教育について

数年前になりますが、シンガポールに派遣された生徒さんたちが、派遣報告に来てくれたことがありました。私が「シンガポールでは言語が異なり会話に不自由され大変でしたね」と言葉を掛けたら、生徒さんから「言葉は相手に意思を伝える手法であり、たとえ英語が解らなくても意思を伝える熱意があれば通じ合えます」との返事でした。私はその言葉を聞いて感動・感激をしました。私も、学生時代に英語を勉強した経験がありますが、学校での英語の授業はどちらかと言えば、文法重視で相手に意思を伝えるという概念は、気薄であったと思います。

このたび、学習指導要領が約10年振りに改訂されます。その中で、外国語教育の充実に向け、小学校の高学年では外国語が教科に、中学年では外国語活動として位置づけられることになりました。「原体験」という概念から、人の生き方や考え方に大きな影響を与える学童期に英語教育を取り入れることは、大変効果があり、素晴らしい事だと思えます。小学生の時から英語を学ぶことは、子供達にとっては、学習の範囲が広くなり

大変なことと思いますが、我々、大人にとっても大変な事となると思います。子供達の家庭での英語学習において、逃げていては解決に至りません。私は、難しい文法を学ぶには抵抗がありますが、相手に自分の意思を伝える手法として、身振り手振りを併用する英語教育であれば、大変身近な感じが致します。「相手に意思を伝える英語」への変革は歓迎するところであり、私も子供達と同じように英語をコミュニケーションツールとして再認識し、楽しく外国語に接していきたいと思えます。子供達の学習スタイルの変革に合わせ、我々大人も語学学習に対しての先入観（壁）をなくしていく必要があると思えます。そして、家庭では子供達と親と一緒にあって、外国語の楽しい学びを深めてもらいたいと思えます。

安芸高田市は外国人観光客が年々増加しています。安芸高田市には国史跡の郡山城跡・甲立古墳、湧永庭園・土師ダムといった景勝地、神楽・田楽の伝統芸能、サンフレッチェ広島・湧永レオリックのマザータウン、等々の「宝」が沢山あります。言語の異なる外国人に、これら安

芸高田市の「宝」を効果的に宣伝発信する為には、行政のみならず、市民の皆様も「市民総ガイド」として協力して頂ければ幸いであります。3年後には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、これまで以上に外国人観光客が安芸高田市を訪れると思えます。丁寧な案内、言葉遣いは外国人の印象を良くし、オリンピック・パラリンピック後の安芸高田市の観光客の増加に寄与してくれると確信しています。

私は食・文化も気持ちを伝える言葉と想っています。安芸高田市では、多文化共生事業の一貫として、ポットラックパーティーによる食・文化の交流を行っています。また生涯学習事業として英会話教室を実施していますが、外国人や市民の皆様が気軽に参加出来る仕組み作りを検討していきたいと思っています。



●題字：安芸高田市長 浜田一義



## いきいき介護

vol. 1

### 介護保険の使い方

介護保険によるサービスを利用するためには、「要介護」または「要支援」の認定を受ける必要があります。

#### 申請から通知までの流れ

##### 申請方法

〈受付窓口〉市役所各支所窓口  
 〈必要書類〉「要介護認定・要支援認定申請書」 ※用紙は各支所にあります  
 「介護保険被保険者証」 ※添付して提出する必要があります

##### 判定

「認定調査票」※1と「主治医意見書」※2の内容を基にコンピュータによる一次判定、「介護認定審査会」※3による二次判定が行われます。

※1 認定調査票 訪問調査員が自宅または入所施設等を訪問して、ご本人の心身の状態や生活の状況について聞き取りを行い作成します。  
 ※2 主治医意見書 申請時に申し出のあったかかりつけ医師に、主治医意見書及び作成依頼書を郵送して主治医意見書の記入を依頼します。  
 ※3 介護認定審査会 医師および医療、福祉、保健分野の有識者によって構成されています。

##### 結果の通知

郵送で通知します。

**介護保険の認定について**  
 要支援1～要支援2、要介護1～要介護5の7段階（要支援1が最も軽く、要介護5が最も重い状態）  
 ※介護の度合いによって、それぞれ1か月に利用できるサービス費用の上限が定められています。  
 ※上記いずれの状態にも当てはまらない場合は「非該当」となり、介護保険によるサービスを受けることができません。市が実施する一般介護予防事業の利用を希望される場合は安芸高田市地域包括支援センター（☎47-1132）までご相談ください。

#### サービス利用の調整は、ケアマネジャーが行います。

介護サービスを利用するときには、あらかじめ「ケアプラン（介護サービス計画書）」を作成し、その計画書に基づいてサービスが提供されます。ケアプランは、ご本人の意向や身体状況に基づいて、ケアマネジャーが作成します。介護保険の認定を受けたら、まず担当のケアマネジャーを決める必要があります。一般に「要支援」の場合は「地域包括支援センター」へ、「要介護」の場合は「居宅介護支援事業所」へ相談します。新規に認定を受けた方には、結果通知と合わせて安芸高田市内の事業所のリストを同封して郵送します。

#### 介護サービス利用時の負担は、1割（所得によって2割）です。

介護保険によるサービスを利用した場合、かかった費用の1割（所得によって2割）の負担が必要となります。1か月の利用者負担が一定額を上回った場合、超過分が還付される制度もあります。（高額介護サービス費）  
 施設入所時や短期入所時の食費や居住費は、自己負担となります。



### 断酒会

自分や家族のお酒の問題で悩んでいませんか？  
 お気軽にご相談ください。

場所・日時

ふれあいプラザ向原 5月 5日（金）18:30～20:30  
 吉田人権会館 5月19日（金）18:30～20:30  
 5月28日（日）13:30～15:30

お問い合わせ 広島断酒ふたば会（中田克寛）  
 ☎090-4802-1865